

低年齢少年の生活と意識に関する調査	対象（回収数）： 9歳～14歳の青少年 2,143人 9歳～14歳の青少年の両親（保護者） 2,734人 事項： （青少年）生活、家族、学校、友人、価値観、消費、パソコンや携帯電話、地域とのかかわり、自分の悩み など （親）教育・子育て、携帯電話、生活、価値観、地域とのかかわり	平成19年2月
青少年の就労に関する研究調査	◎若年無業者に関する調査（総務省統計局「就業構造基本調査」（平成14年、9年、4年）の特別集計） ◎就労に困難を抱えている青少年とその親に対する意識調査（「青少年の社会的自立に関する意識調査」の特別集計） ◎就労に困難を抱えた青少年に対する就労支援組織への調査 対象（回収数）： 就労支援組織23か所 事項： 組織、活動内容、支援の対象者となる人、支援が成功した事例 など	平成17年7月
青少年の社会的自立に関する意識調査	対象（回収数）： 15歳～29歳の青少年 4,091人 15歳～29歳の青少年の親 4,078人 事項： （青少年）家庭、学校、職業、生活、社会、人生観、自己意識 など （親）養育・親子関係、子どもの将来像、人生観 など	平成17年6月

（出典）内閣府ホームページ「青少年に関する調査研究等」（<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu.htm>）

法務省の法務総合研究所は、平成26（2014）年度までに、少年院出院者とその保護者等を対象に、少年院出院後の生活状況や意識に関する「非行少年と保護者に関する研究」を研究部報告として公表した<sup>208</sup>。

厚生労働省は、厚生労働科学研究費補助金により、子供・若者やその保護者に関する調査研究を推進している。

## 2 調査データ等の共有・活用のための環境整備（内閣府，総務省）

総務省は、政府統計ポータルサイト「e-Stat」<sup>209</sup>により各府省の統計関係情報を一元的に提供している。また、「統計法」（平19法53）に基づき、統計データの二次利用制度を適切に運用している。

### 第2節 広報啓発等

#### 1 広報啓発・情報提供等

#### 第2-5-2図 子ども・若者育成支援強調月間

##### (1) 広報啓発活動（内閣府，各省庁）

##### ア 子ども・若者育成支援強調月間（内閣府）

内閣府は、子ども・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、昭和53（1978）年から、毎年11月を「子ども・若者育成支援強調月間」<sup>210</sup>と定め、関係府省、地方公共団体、関係団体とともに、諸事業、諸活動を集中的に実施している（第2-5-2図）。平成26（2014）年度は、「いのち輝くみんなの未来」をスローガンに掲げ、以下



208 [http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00080.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00080.html)

209 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>

210 昭和53（1978）年度から平成21（2009）年度までは、「全国青少年健全育成強調月間」として実施してきたが、平成22（2010）年度からは「子ども・若者育成支援推進法」の施行を踏まえ、名称を「子ども・若者育成支援強調月間」と変更した。  
<http://www8.cao.go.jp/youth/ikusei/index.html>

の5点を重要事項として取り組んだ。

- ・子供・若者の社会的自立支援の促進
- ・生活習慣の見直しと家庭への支援
- ・児童虐待の予防と対応
- ・子供を犯罪や有害環境などから守るための取組の推進
- ・子供の貧困対策の推進

月間中、関係府省や地方公共団体、関係団体において、各種行事や広報啓発活動が行われた。

#### イ 子どもと家族・若者応援団表彰，社会貢献青少年表彰等（内閣府）

内閣府は、子供や若者を育成支援する活動などにおいて顕著な功績があった個人、団体、企業に対し「子どもと家族・若者応援団表彰」を、社会貢献活動において顕著な功績があった青少年（団体を含む。）に対し「社会貢献青少年表彰」を実施している<sup>211</sup>。また、子供や若者を育成支援する優れた活動などを広く社会に紹介する「子どもと家族・若者応援団活動事例紹介事業」を実施している。平成26（2014）年度には、

- ・「子どもと家族・若者応援団表彰」では、内閣総理大臣表彰として4団体、1企業を、内閣府特命担当大臣表彰子ども・若者育成支援部門として1名、11団体、2企業をそれぞれ表彰
- ・「社会貢献青少年表彰」では内閣府特命担当大臣表彰として4名、12団体を表彰
- ・「子どもと家族・若者応援団活動事例紹介事業」では、5名、19団体、1企業が実施した子供・若者を育成支援する活動を紹介した。

## COLUMN No.20

### 「子どもと家族・若者応援団表彰」及び 「社会貢献青少年表彰」

平成26年（2014）年度「子どもと家族・若者応援団表彰」において、子供・若者を育成支援する活動で内閣総理大臣表彰を受賞した3団体、「社会貢献青少年表彰」において、内閣府特命担当大臣表彰を受賞した団体から2団体を紹介する。



子どもと家族・若者応援団表彰



社会貢献青少年表彰

211 受賞者やその活動内容は内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/youth/ikusei.htm>）を参照。

## 「子どもと家族・若者応援団表彰」(内閣総理大臣表彰)

### (1) 地球クラブ (長野県)

地球クラブは、「子供たちの自立」と「自然とのつながり」をテーマに、子供たちに「生きる力」を身につけさせるべく、広大な里山を舞台に、自然体験プログラムとタイとの交流を柱とした活動を20年間継続している。約100人の会員が1年を通して参加することで、子供の成長や体験の積み重ねが実感でき、また、人とのつながりの中で新しい社会を構築しようとする意欲づくりにつながることを目指している。タイ北部の山岳民族への支援・交流として、定期的な寄付のほか、タイの民芸品を販売した収益金で山岳民族の子供たちの就学支援も行っている。県内外の大学生からなるスタッフが企画・運営を担うことによって若者の社会的自立につながるとともに、地域の様々な活動に関わることで、地域の活性化にも貢献している。



### (2) 特定非営利活動法人ホース・フレンズ事務局 (大阪府)

ホース・フレンズ事務局は、馬の持つ人の心身への癒し効果を活用し、不登校やひきこもり・ニート等の状態にある子供や若者に対し、乗馬や馬の世話などを体験してもらう支援プログラムを実施している。アニマル・セラピーの中でも、馬を使うプログラムは医療・教育・スポーツ・レクリエーション・コミュニティの多面的な要素を併せ持ち、一般的な支援プログラムとは全く違った効果で、多くの子供・若者の心身の回復に貢献している。ホースセラピー専用の牧場で実施しているケースは全国にも例が無く、独自性の高い活動である。近年は、馬事業界全体が協力して各種イベントを行うこともあり、ホースセラピー活動の更なる普及が期待されている。



### (3) 京都府菓子工業組合青年部（京都府）

京都府菓子工業組合青年部は、和菓子を通じた食育の推進や京都の食文化の継承を目的に、児童生徒を対象とした体験型の和菓子教室を実施している。和菓子の素晴らしさや芸術性、職人の技などを五感で感じることで、子供たちが食の大切さや食の安全を考えるきっかけとなる活動である。地元大学茶道部との協同開催や地域住民が参観できる自由参観の日に合わせた菓子教室を開催するなど、地域住民にも広く周知を図りながらの多様な活動を展開することにより、地域交流や職業体験の場を提供している。



### 「社会貢献青少年表彰」（内閣府特命担当大臣表彰）

#### (1) オホーツク地域青年活動プロジェクト（北海道）

オホーツク地域青年活動プロジェクトは、ドイツ・ミュンヘンの「ミニ・ミュンヘン」という世界的に注目されているプログラムを参考に、地域の子供たちが自ら企画・運営する子供たちのまち「オホーツクMini（ミニ）タウン」を実施している。ミニタウンでは、子供たちが自分の好きな仕事を見つけて働くと、「KIT」（キット）というお金がもらえ、買い物や食事などの好きなことができる仕組みである。子供たちが多種多様な体験に触れることにより、その健全な成長が促進されるほか、就労による納税等を通して、まちづくりの基本となる自治意識の醸成が図られることも特徴であり、他に類を見ない活動である。



**(2) さいもんめ (京都市)**

さいもんめは、50年以上にわたり、京都の大学生が中心となり、市内の児童福祉施設を週2回定期的に訪問し、両親のDV問題や児童虐待、情緒が安定しない、対人関係を築きにくい、発達障害等様々な事情や課題を抱えた子供たちと積極的に関わっている。毎年主催しているキャンプは、子供たちが自立心を高め、自然の中で過ごす貴重な経験であり、同会の学生が自分の個性を生かしたユニークな活動を展開し、毎回子供たちを楽しませている。定期的に継続して子供たちと関わり、遊びの提供や学習支援を通して関係を深めることで、安心して関わることのできる相談相手として、子供たちの心のケアに欠かせない存在となっている。

**ウ 青少年の非行・被害防止全国強調月間 (内閣府, 警察庁)**

内閣府は、昭和54(1979)年から、学校が夏休みに入る毎年7月を「**青少年の非行・被害防止全国強調月間**」として定め、幅広い関係府省の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の非行防止意識の高揚、非行など問題行動への対応の強化を図っている(第2-5-3図)。平成26(2014)年度は、次の事項を重点課題とした。

- ・インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進
- ・有害環境への適切な対応
- ・薬物乱用対策の推進
- ・不良行為及び初発型非行(犯罪)などの防止
- ・再非行(犯罪)の防止
- ・いじめ・暴力行為などの問題行動への対応
- ・青少年の福祉を害する犯罪被害の防止

警察庁は、平成26年7月の「**青少年の非行・被害防止全国強調月間**」に合わせ、「**目で見える非行防止運動**」として、非行防止を訴えるポスター約7万枚を作成して全国各地に掲示した。また、全国の主要なプロ野球場とプロサッカー競技場に対し、試合開催時の電光掲示板などを活用した広報への協力を依頼した。

**第2-5-3図** 青少年の非行・被害防止全国強調月間



(出典) 内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/youth/ikusei/hikokyo.html>)

### エ 児童虐待防止推進月間（厚生労働省、内閣府）

厚生労働省は、内閣府と共に、平成16（2004）年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図っている（第2-5-4図\*変更）。月間中、関係府省や地方公共団体、関係団体と連携した集中的な広報啓発活動を実施している。平成26（2014）年度は、月間標語の公募・決定、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催（11月24日・和歌山県和歌山市）、広報用ポスター、リーフレットや、児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおりの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（ラジオ、インターネットテレビなど）により、広報啓発を実施した。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に民間団体（特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している<sup>212</sup>。

第2-5-4図 児童虐待防止月間



（出典）厚生労働省資料

### オ “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～（法務省）

法務省は、犯罪や非行のない明るい社会を実現するため、昭和26（1951）年から、“社会を明るくする運動”<sup>213</sup>（第2-5-5図）を主唱し、毎年7月を強調月間として、全国各地で世論の啓発、社会環境の改善、犯罪の予防を目的とする地域住民の活動の促進などに努めている。この運動の実施に当たっては、保護司会、更生保護女性会、BBS会を始めとする民間協力組織や地方自治体を始めとする関係機関・団体の約3万団体の協力を得て、地域における更生保護への理解促進と犯罪予防のための広報啓発活動の強化に努めている。強調月間中は、全国各地で、犯罪予防活動、子育て相談活動、地域で非行問題や非行に陥った少年の立ち直り支援を話し合うシンポジウム、ミニ集会活動、各種広報活動のほか、ワークショップ、親子触れ合い行事といった子供の主体的参加を得た行事が積極的に実施されている。平成26（2014）年の本運動（第64回）では、「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」を重点事項として、全国各地で各種行事が行われ、引き続き映画とのタイアップポスターも作成した。また、次代を担う小中学生を対象に、平成5（1993）年の第43回から実施している“社会を明るくする運動”作文コンテスト」では、小中学校合わせて9,224校から約29万点の応募があった。

第2-5-5図 社会を明るくする運動



（出典）法務省ホームページ

### カ 人権に関する啓発活動（法務省）

法務省は、人権擁護機関において、児童虐待やいじめ、児童の権利に関する条約、子供の人権に関

212 「オレンジリボン運動」の一環として、平成26（2014）年度は全国102校の大学などが「学生によるオレンジリボン運動」を実施した。各学校では、学生が主体となり、近い将来親になる10代～20代の若者などに向けた広報啓発活動が行われた。

213 [http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo\\_hogo06.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06.html)